

## 県と市町の地域づくり支援会議 第2回伊勢ブロック会議

1. 開催日時：平成20年1月18日（金）  
10:00～12:00
2. 開催場所：伊勢庁舎大会議室
3. 出席者：伊勢市長、鳥羽市長、志摩市長、玉城町長  
度会町長、大紀町長、副知事ほか



（司会）

ただいまから、平成19年度「県と市町の地域づくり支援会議 第2回伊勢ブロック会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ、特に来年度の当初予算、そういうところもあってお忙しいところご出席いただきましてどうもありがとうございます。

本日、南伊勢の稲葉町長さんが、当初ご出席いただくというように聞いておりましたが、今朝ほど連絡がございまして、風邪を召されたということでございますので、皆さんによろしくということで、欠席でございますのでご了解願います。

それから、今日は、県と市町の地域づくり支援会議でございますが、これは、市町の皆さんが取り組まれております地域づくりにおきまして、県が地域づくりの支援を行うことや、あるいは県が行う地域づくり支援や県土づくりと有効に作用しまして、トータル的に実施されることを目的に開催しておりますのでございまして、今年度は伊勢ブロック会議は、今日が2回目ということでございます。

それと、今日の進行でございますが、副知事のほうから「地方分権に関する最近の動向について」ということで講演をいただきまして、そのお話に対する質問や意見を含めまして、今後地域づくりの推進について意見交換をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしく願います。

内容は事項書のとおりでございますが、その前に少し私のほうから若干、この会議についてご説明をさせていただきたいと思っております。お手元のほうに右肩に参考資料として配付されておる資料があるかと思っております。「地域づくり支援会議（伊勢ブロック）の取組状況」ということで4ページほどにまとめたものでございますが、また、詳細は後でご覧いただくとして、今までの状況を中心にご説明させていただきたいと思っております。

この会議につきましては、上半分でございますように、本日のブロック会議、それから真ん中にありますそれぞれの市町の企画担当部課長、それと私どもで構成いたします推進会議、それから3番目に、課題会議としてございますが、実際の地域課題等についてそれぞれの担当から、あるいは県の担当等と交えて検討する場ということで課題会議と、3段階を思っておるところでございます。

本日は、1番目のブロック会議ということでございます。

それで、伊勢のほうで今までの取り組んでまいりました部分が、1番のこれまでの会議開催経緯ということでございます。1番最初は、これのとおり、昨年6月に福井先生をお招きして、意見交換をしたのが第1回でございました。

（2）のほうは、推進会議と課題会議のところを若干触れておるところでございますが、一番下にございますように、推進会議の方は今までに先日1月11日まで、7月から5回開催しておるところでございます。

それから、課題会議のほうも2ページの方をごらんいただきたいのですが、今現在3つの課題につきまして11月からいろいろ検討を担当課の方、あるいは県の地域機関が入りまして、研究を重ねておる

状況でございます。

特に推進会議の方では、この3番の課題と現状というところが2ページのところにあるかと思いますが、住民自治基本条例、地域内分権とか、あるいは地方分権、市町村合併・新公会計制度については、推進会議の方で今研究をしている段階でございますが、先般も名張市のほうで夢づくり交付金制度というのがやられておりますが、これにつきまして担当職員の方をお招きして意見交換等を行うなど先進事例の調査を進めている状況でございます。

それから、課題会議の方も3ページの(3)の獣害対策、(4)バス運行対策、(5)熊野古道伊勢路の活用というようなことにつきまして、現在、それぞれの課題会議を立ち上げて、特にそれぞれ市町の相互の情報共有というようなことで調査研究に着手しているという状況でございます。

今後でございますが、今日のブロック会議での意見交換の内容も踏まえながら、推進会議や課題会議で論議を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それでは、本日の本題でございますが、事項書に基づきましてありますように、まず望月副知事のほうから「地方分権に関する最近の動向について」ということでお話をいただき、引き続き意見交換に移ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、副知事。

## 2 講演「地方分権に関する最近の動向について」

(望月副知事)

おはようございます。

地域づくり支援会議の伊勢ブロックの会議でございます。大変お忙しい中、多数お集りいただきましてありがとうございます。

私の方からは、今日は、題にありますように、「地方分権に関する最近の動向について」ということでお話をさせていただきますが、特に市町村の支援の関係の法令でありますとか、それから交付税の新年度の様子でありますとか、それから道路特定財源とか、私なりに最近のいろんなトピックの中でぜひ市長さん、町長さんにご認識賜りたいことにつきまして、いくつか絞ってお話をさせていただきたいとこのように思います。

資料を3つほどお配りいたしておりますが、資料1、2、3とございますが、まず、資料3から逆になりますけども、3からお願いいたしますが、当面予算編成で今、県も来週から知事査定に入りまして、佳境を迎えております。市町のほうでも今、予算編成の作業が大詰めだと思っておりますけども、特に今年といたしますが、ここ数年来、交付税の総額が年々減ってきておまして、そういう点で非常に関心が高まってきました。その点について平成20年度については、ちょっとこれまでと違った形の算定方法になりそうですので、それにつきまして概要をご説明申し上げます。

来週は、全国の会議がありまして、詳細が示されるようですけども、まず、お手元の資料の3番の先に、2枚めくっていただきまして、下のほうに3ページと書いてある3枚目の真ん中の表をごらんいただきたいんですが、(参考)とありまして、実質的な地方交付税総額の推移という表がございます。平成12年から平成20年まで数字が並んでおりますが、実質的な地方交付税の内訳で、交付税と臨時財政対策債とあります。臨時財政対策債というのは、ここにありますように、平成13年から設けられましていわば交付税、借金ですけども、借金のその償還金については全額後年度交付税で算入される訳ですけども、とりあえずいわば地方が立て替えまして、起債を起こして一般財源に使って欲しいと、そういう内容の起債でございまして、13年から続いております。ですから、交付税とそれから臨時財政対策債を加えたものが実質的な地方交付税ということで一般財源として使えるもので、非常に県も含めまして市町の大きな財源になっております。

ご覧いただきますように、平成15年と16年におおきな段差がございます。平成15年は23.9兆円あ

ったものが、平成 16 年 21.1 兆円と、ここで 3 兆円近く交付税がいわば減りまして、これが非常に大きなショッキングな出来事だったわけです。その後ずっと実質的な地方交付税は減ってきました、21 兆、20 兆、18 兆、17 兆とずっと減っていったわけですが、新年度平成 20 年度は 18.2 兆円と 4 年ぶり、5 年ぶりに増加となります。

ちょうど三位一体改革が平成 16 年、17 年、18 年とこの 3 年間でしたので、三位一体改革は何だったのだろうかということによくいろんなご批判が出てきております。交付税はこの間、23.9 兆円から平成 18 年の 18.8 兆円まで 5 兆円減った訳ですね。一方で、税源移譲等はありませんでしたが、この交付税の減ったことについてはいろんなご意見なり、ご指摘があったところです。

ちょうどこの期間が市町村合併で一番佳境のときだったものですから、地方財政対策の問題と、合併議論がどうしても無駄ができる場所がありました。

私は、この平成 15 年の 23.9 兆円から平成 16 年の 21.1 兆円のぐんと減ったときに、そのとき合併推進課長でいたんですけども、ここは非常に複雑な思いで仕事を進めたことをよく覚えています。

平成 20 年度はこのように増加いたします。まず、この増えるということの一つ押さえていただいて、その上で、その前の 2 枚目の半分、後ろの部分を見ていただきたいのですが、下のところ、2 ページと振ってあります。この上の歳出の特別枠「地方再生対策費」というふうに書いてあります。今回、交付税が増える実質的な地方交付税が全体に増えるわけですが、この増える要因がここに書かれておまして、地方再生対策費ということで 4,000 億円を上積みして交付税等にするということとなります。具体的にどういうふうに配分されるかということですが、ここに丸が 5 つ振ってありますけども、3 つ目の丸の部分をご覧いただきたいのですが、都道府県に 1,500 億円、市町村に 2,500 億円を配分とあります。市町村に手厚くするというのが今回の交付税の増の大きなポイントになっておまして、特に市町村、その下の 4 つ目の丸が書いてありますけども、人口規模のコスト差や第一次産業とか高齢者人口比率を反映し、それから、ポツの二つ目にありますように、合併市町村については特に配慮すると、そういった内容になっております。

具体的にどのぐらいの規模の交付税増が見込めるかということですが、5 つ目の算定見込額に書いてありますように、県では 170 万人程度の県では 20 億円ぐらいかなと。それから、市町村はここにありますように、人口 10 万人では 2 億円以下、ずっと書いてあります。1 万人規模で 8,000 万円程度とありまして、年末の段階では、これは 1 月前に配られた紙なんですけども、この段階で具体的にこの人口規模の市町村にはこのくらいまで増の効果が出るということまで示されないことは今までなかったと思うんですけども、それほど特に市町村の配慮を今度はやるというようなことではないかなというふうに思います。

ここに市町村で、例えば、市町村の 1 万人規模で 8,000 万円程度と書いてあります。

合併によりまして例えば 1 万人の規模の 3 つの町村が合併して 3 万人規模の市になったというのはよくありまして、その場合、1 万人規模で 8,000 万円というのが旧の町村ごとに見ていきますので、例えば、1 万人の町村が 3 つ合併して 3 万人の市になったとした場合には、旧の 1 万人、1 万人、1 万人の 8,000 万円掛ける 3 と。2 億 4,000 万円が増の要因として今回反映するというそういう説明になるようです。もちろん交付税は需要と収入の差し引きですので、税が相対的に伸びていけば、需要はその分だけ増えると思うんですけども、収入が増えれば増え方は減るし、非常に収入、税収が増えない場合はもう少し増があるかもしれないです。これはちょっと伸び縮みがありますけども、需要額という点ではこういう数字が算定されるというそのような今回の制度になっております。

ですから、今回は交付税総額が増える、増えるうちの市町村への配分割合が高い。その市町村への配分割合も特に小規模市町村に配慮したうえで、合併したところについては旧の町村単位で見えていて、その合算額が行くというふうなことになります。その合算額の程度というのはこの 2 ページの真ん中に

ありますように、5万人、1万人、5,000人のこういった数字が配慮されるというようなことになっていくということです。

詳細は来週会議があるようでして、また、県の方でもよく情報収集いたしまして、市町のほうにはお話を伝えたいと思います。ですから、来年の予算編成に当たりましては、ここらを頭に置いていただきながら事務的に整理をしていただいて、また市町なり当局の査定に利用いただくようお願いしたいというふうに思います。

来年の特に予算編成の交付税関係は、ここが大きな、県にとりましては大きなポイントかなというふうに思っておりますので、ご紹介いたしました。

それから次に、これも逆になりますが、資料の2番の道路特定財源の紙にいきましてお話をさせていただきます。1枚ものの色刷りの紙でございます。

道路特定財源の問題は、毎日のように新聞で報じられております。今の暫定税率がこの3月いっぱい切れますので、ざっと100の収入のうち、50の収入が上乘せ分、根っ子は50ですので、税金が半分になるという問題です。これは、三重県、県の道路特定財源、道路事業の関係の棒グラフなんですけども、3つに分かれておまして、右側の棒をご覧いただきたいのですが、黄色と赤に分かれております。三重県の道路の関係の決算、これは18年度決算ですけども、ざっと全部で1,054億円ありまして、1,054億円の内訳は、その歳出の影響というところに書いてありますが、上のほうの黄色い部分、これが投資的経費いわゆる道路事業です。道路をつくったり維持したり、それから、直轄負担金としてお金を出したりという歳出の、いわば道路をつくったりするほうです。これが676億円あります。

一方で、下のほうですけども、赤い部分とそれから公債費不足分とありますが、378という数字がございますが、これが公債費になる、道路関係の借金の償還です。過去の起債の償還部分は今、378億円あります。ですから、1,054億円のうちざっと3分の2が具体的な投資、下のほうの3分の1は起債の償還です。これは、県の図ですが、大体どこの県でも似たり寄ったりこんな感じで、全体の3分の2が実際の事業、3分の1が借金の償還部分、それは構図はどこも同じだと思います。

この1,000億円の歳出をどうやって賄っているかというのが、左側のほうの水色と青のグラフです。左のほうにありますように、上から国庫補助金、それから地方債、起債が300億円入っています。それから、3つ目にその他特定財源とありますが、これは市町からいただきます負担金などです。

それから、下に道路の交付金、それから道路特定財源(上乘せ分)、(本則分)と書いてあります。それから、一番下に一般財源とありまして、1,000億円の歳出を賄う経費がこのようになっています。

問題の道路特定財源ですが、左側にくくって書いてありますように305億円、今、県にはお金が入ってきます。軽油の引取税が中心ですけども、305億円入ります。このうち、いわゆる暫定税率というもので上乘せされておりますのが142億円、根っ子のほうが本則分というのが163億円で、こういう状況になっておまして、ざっと半分半分です。

今回、仮に4月以降、暫定税率がなくなってしまうと、国会を予算は通っても、法律が通らないということになってしまいますと、ここにあります上乘せ部分の142億円がなくなってしまうと、それと同時に、46億円という交付金というのがありますが、この交付金は国から来る交付金、これは市町のほうにも金額は入っているところですが、この46億円もなくなりますので、合計して真ん中辺に廃止とありますが、188億円の数字が、法律が通らないとなくなるということになります。

188億円がなくなりますと、1,000億円の事業のうち、188億円減るんではないかというふうなところにすばっと思いがちですけども、そうではないというところ。そうではないということは、この一番左の棒と一番右の棒を見比べながらごらんいただきたいのですが、右の棒グラフにありますように、赤い部分、借金の償還、公債費が378億円ありますが、借金の償還は一般財源でしかできません。借金の償還のために借金を起こすことはできませんので、起債の償還には一般財源しか充てられませんので、

ずっと左のほうに目を移していただきたいのですが、起債の償還に当たっておりますお金は、県の場合には、一般財源の136億円と道路特定財源の軽油引取税の163億円と加えまして、道路特定財源上乗せ部分の142億円の一部を使って起債の償還を行っています。

ですから、188億円の廃止ということで矢印の部分が消えてしまいますと、残っていますのが本当に少しの道路特定財源だけになります。要するに、使えるお金はごく限られてしまいます。なおかつ、右のほうにありますように、公債費378億円よりも少ないお金になってしまうものですから、上のほうの国庫支出金とか、地方債とか、特定財源とかそもそも一般財源のいわば根っこのお金がないと事業ができない。根っこのお金がないと、後からついてこないお金があるわけです。地方債は、一般財源のいわば種のお金がないと、借りることができませんから、根っ子がなくなることによって全部事業ができなくなるということになります。それに、この真ん中の上のほうに、「一般財源がないと地方債も発行もできません」「収入がなくなります」とありますように、種の部分のお金がなくなってしまうので、何も事業ができなくなってしまうという、こういう構図になります。

これはもう、国の国土交通省が行います道路事業と、地方が行います道路事業の根本的な差でございます。国は道路特定財源を使って直轄事業を行うんですけども、国は借金をして事業をするわけではなくて、100入るお金で100の事業をするわけですね。

ところが、地方のほうは20か30入るお金で100の事業をやっておりますので、これは起債を起さないとできません。その違いが、まずここが新聞報道等、それからいろんな説明段階で欠けているところだと、私たちは思います。

これをよく丁寧に説明していただいて、地方の場合には、道路特定財源の上乗せ部分がなくなることによって、そもそも三重県の場合を見ますと、新たな投資も維持管理もできなくなってしまうという状況にあるということ、よく理解していただきたいなということを県としては思っております。これは、三重県だけではなくて、どこの県も共通の問題です。

市町の場合には、基本的には同じ構図なんだと思います。市町によって、これまでどれだけ道路事業をやってきたかとか、そういった違いはありますけども、基本的には右の方の棒グラフにありますように、恐らく3割とか4割の起債の償還があつて、その上のところに維持管理と実際の改築事業等の投資的経費があります。根っ子のほうの道路特定財源がなくなってしまうと、ぐっと上の投資的経費ができなくなる、維持管理自体ができなくなってくると思います。そういうふうな財政の仕組みを踏まえた議論をぜひして欲しいというのが、私たちの考えです。

裏を見ていただきますと、ちょっとこの数字の話は置きまして、道路特定財源の暫定税率がなくなりますと、ご遷宮までに南のほうに高速道路を延ばすことも難しい、できなくなるし、それから、中勢バイパス、北勢バイパス等の負担金も払えなくなりますので、事業もできない。それから、維持管理もできないということですので、三重県の場合を見ますと、道路特定財源の暫定税率が飛んでしまいますと、維持補修もできなくなってしまうというそういう構図でございます。

もう一度棒グラフのところに戻っていただきたいのですが、じゃあ、棒グラフの真ん中にあります廃止という188億円について、何か財源手当をすれば、一般財源として何かしら措置をすればいいではないかという議論が、次の議論として多分あるんでしょう。そのとおり188億円を一般財源としてどこからか持ってくれば、通常の事業ができるはずですよ。ですけども、今、県財政の中で188億円の一般財源を他から持ってくることは、大変難しい、まずできないのではないかとそういうボリュームだと思います。ですから、ここは大きな制度改正、大制度改正になりますので、税源移譲をどうするかとか、交付税をどうするかという大変大きな問題の中ですので、1月や2月で結論が出る問題なのかということ、それは大変疑問だと思います。

ですから、ここは本当に抜本的な議論をしなければ、この議論というのはきちんと整理できないとい

うふうに私は思いますけども、まだまだこの部分はどうするかといったことについては、見えていないのかなというふうな感じがします。

ですから、今日から国会が始まりましたけども、3月末までにきちんと議論をしていただいて、4月以降、県も市町も安心して道路事業といえますか、これで一般財源の他のところも全部、福祉系とか教育系とかに影響しますので、全体の事業が安心してその仕事ができるように4月1日以降、そういう状況をつくっていただきたいというのが私たちの切なる希望であります。

この1枚の紙をいろいろな場でお示ししまして、ご説明しながら、道路特定財源はこういう問題を含んでおりますということをお話しているところでございます。ぜひ、市長さん、町長さんも一層のご理解をいただきまして、声を上げていただきたいなというふうに思います。道路だけの問題じゃなくて、ほかの予算の全体の枠組みに関連する問題だということをご頭に入れていただいて、一層のご理解を図れると思います。これが2つ目でございます。

それから、3つ目は、厚いほうの資料をかいつまんで、市町村とか県の制度関係のどんなことが問題になっているかについてご説明させていただきます。

「基礎自治体関係資料」という資料1番の1ページをお願いいたします。

1ページに、第29次地方制度調査会の審議項目とありまして、昨年の秋から29次の地方制度調査会、この場で制度の基本的なことを議論します。合併関係の法律などの制度改正を行うときにはここで議論をしてもらいますけども、その議論が始まっております。任期は2年ですので、あと1年半の間に審議項目について審議することになります。

ここで注目されることは、項目の1番に、市町村合併を含めた基礎自治体、市町村合併を含めた市町村のあり方について審議項目に挙がっているということです。特に、1の1番の基礎自治体のあり方は、市町村のあり方の中へ丸が4つございますけども、1つ目の丸に、合併した市町村及び合併していない市町村のいろいろな評価とか、検証・分析をしようということで今、ここがいろんな調査を総務省の方でやりまして、この調査会に議論を一応しようということで準備を進めているそうです。

それから、丸の4つ目に、小規模市町村に対する方策ということで、合併の結果、なかなか合併に至らなかった、あるいは合併をしようとしたがいろんな事情があってできなかった、あるいは、いわゆる、よく言われます自立の選択をいたしました小規模市町村、こういったところに対する方策をこれからどうするのかといったところが、これから議論されるそうです。

まだここまで議論は詰めて、至っていないようですけども、この問題はすべて、例えば、後ほどお話しいたしますけども、今の合併特例法の次の合併の法律をどうするかと言った議論につながっていく問題だというふうに思います。私は、三重県に来る前は、この当たりの仕事を担当しておったんですけども、次の合併法をどうするのか、どんなふうにしていくんだということが、ここらの議論からおそらく今年の年末、年内、それから来年にかけて議論されるのではないかなというふうに思います。

今のちょうど地方制度調査会で市町村の問題について特に議論が、項目が挙がっておって、これからになりますけども、議論が進んでいくということについてそれをまず1点申し上げました。

次に、2ページの、「勧告に向けて」のところをお願いしたいのですが、地方制度調査会とは別に、地方分権改革推進委員会というのが今、政府に立ち上がりまして、議論が進んでいます。この2ページの左のところにスケジュールの表がありますが、昨年の4月にこの委員会が立ち上がりまして、3年をめどにして結論を出していくということで議論が進んでいます。何をやっていくかということが、このページの左下の「法制的な仕組みの見直し等」になりますが、いろんな法律で義務付け、枠付とか、それから関与の見直し、こういったいわば縛りを取っていくという問題とか、条例制定権の拡大でありますとか、それから3番にありますように、新たな義務付けとか、枠付けを大筋でつくる場合には、チェックシステムをつくっていくといったところで今、議論が進められています。

それに加えまして、右のほうにありますように、個別の分野ごとに事務事業をその地方の自主性が生きるような方向で見直していこうということで、今、この分権推進委員会と関係の省庁がいわば向きあって議論を進めています。税改正の問題等もございます。

ここでは、道州制の問題は、一切議論されておりませんでして、ここの議論の前提は、今の仕組みの前提としてより市町村、県が仕事がしやすいように体制をつくっていこうという、そういう方向で議論をしています。

今後ですけれども、このページの左上のスケジュール表にありますように、20年度・新年度は、順次勧告をしていきまして、その勧告を受けて政府が21年度、次の次の年度になると思うんですけども、法案を国会に出して、そういうスケジュールになっています。なかなか実際には個別の問題は突っ込めば突っ込むほど大変なんで、相当な困難が予想されているというように言われていますけれども、今こういった動きもございます。

それから、次のことですが、11ページでございまして、11ページに、合併特例法のこと書いてあります。旧法と新法とありますが、左側に旧法とありますが、これが平成の合併のときのいわば根拠法でして、合併特例債とかいろんな特例がついて、これによりましてかつて合併議論をしていただいて今の体制になっています。

その後、新しい法律ができて、右の方に新法とありますが、これが今、今日現在生きている法律ですけれども、この法律が一番右側にありますように、平成22年、ちょうど2年後の3月までに期限となります。あと2年です。5年間の期限つき法律で始まったのですけれども、今の法律には合併特例債といったいわば合併した場合に、支援策というのは旧法に比べれば、ずっと薄まっているのですけれども、この法律があと2年で切れますので、それから先をどうしようかという議論が今、地方制度調査会で始まるうとして、一番最初にお話ししたところです。これが、出てまいります。これがあと2年ということになります。

あと2年だということをお話して、次の12ページをお願いしたいのですが。

あと2年後というのは、いろんな節目がまいります、過疎法もあと2年で切れます。12ページのほう、4つにわかれておりますけれども、いわゆる過疎法というのは、昭和45年にできてから10年刻みで4回更新をされてきております。いずれも議員立法です。1番目にありますように、今現在の過疎地域過疎法は、こういった名前の法律でございまして、平成21年度までとなっています。ですから、3年後の3月末が期限となりまして、今の合併特例法と同じ日に失効いたします。

次の過疎法、過疎地域を活性化させる法律をどうするかというのは、総務省でもそれから県でもそうですけれども、いろんなところで検討、研究が始まっておりまして、政府レベルでも始まっているように伺っています。これは、議員立法でつくられてきておりますので、与党がどのように対応するのかというのが大きなポイントになるかと思っております。こういう今のような衆議院と参議院の体制が違ってくるような状況では、これまでの議論も大分違って、どのようになっていくのかは、これまでと大分違って予断を許さないところなのかなというふうに思っています。この法律もあと2年で期限を迎えます。

次にご覧いただきたいのは、15ページでございまして。

今までは市町村の制度とか、合併とか過疎とかその辺の今の制度の議論についてお話をいたしましたけれども、次は道州制の議論であります。道州制はいわば、県をどうするかというような議論ですけれども、これもいろんな議論が今なされております。

一番発端といたしますが、道州制の議論は昔からあるのですけれども、政府として公式にかかわってきた道州制の議論というのは、ここ30年ほどの中では、この15ページにあります第28次地方制度調査会

の答申が一番の皮切りではないかなというふうに思います。2年前の2月に、ちょうど2年前に答申が出まして、道州制を仮に導入しようとするならば、こういうような内容ではないかというような大きな枠組みが示されました。

15 ページの一番下に、米印のところに4つの黒丸がありますが、県を廃止して道州を設置とか、それから県の事務は大幅に市町村に移譲とか、県をなくして道州ができて、市町村が大幅にいわば権限が強化されていくというふうなことが答申として出されております。

道州制とはなんぞやというのは、決まった定義がないので、人によって取りようがまちまちなものですから、議論が錯綜してしまうんですけども、調査会としては1つの方向性を出したというのが2年前になります。この2年前の方向性を踏まえているんな議論が今、あちこちで行われております。

16 ページをごらんいただきたいのですが、16 ページでは、上のほうに安倍内閣とありますが、安倍内閣のもとで道州制のビジョンをつくらうということで、それこそ3年間でまとめようということで議論が始まっており、今なされています。

2つ目、真ん中にありますように、政府の道州制担当大臣が設けられておまして、今は総務大臣の増田大臣がこの担当大臣になっていらっしゃいますが、この大臣の懇談会の位置づけで、去年の1月ちょうど1年前に、道州制ビジョン懇談会というのが設置されております。3年間で結論ということ、3年間で一定の方向付けを出したいということなので、ちょうど2年後がこの業務の一つの節目になります。ですから、2年後というのは、合併特例法が切れるし、それから、過疎法も切れますし、それから、地方制度調査会の市町村に関するいろんな議論も終わっていますし、なおかつ道州制についての政府のとりあえずの方向性についても議論が終わっているということで、非常に2年後というのは節目の年かなというふうに言えます。

この道州制ビジョン懇談会では、15名の委員からなりまして、いろんな議論がなされております。今年度中、3月を目途に、理念とか大枠の論点整理をする中間報告をするということになります。それで、政府として正式に道州制について議論されているよということですよ。

17 ページをごらんください。

17 ページには、与党におきます道州制議論が書かれております。自民党では、道州制調査会というのが3年半ほど前に設置されたのですが、それが2007年、去年の6月に、参議院選挙の前に中間報告が、この真ん中にありますように出されまして、一定の枠組み的なものが出されています。参議院選挙の公約の中でも道州制についてのことが載っております。17年度の一冊下に、去年の12月、自民党では道州制推進本部というのを政調会長が本部長で、これまでの道州制調査会の格上げしたというふうに報じられておりますが、このような形で設置されておまして、一番下の行にあります。今年度末までに第3次の中間報告をまとめるというふうになっています。

政治の場でも道州制が議論されております。

それから、18 ページをご覧くださいますと、経済界におきましては、昔から道州制は活発に経済界は議論されておるようございまして、経団連でありますとかそれから去年の5月には経団連に推進委員会が設置されています。

19 ページは、知事会の議論です。

都道府県の立場から申し上げますと、道州制におきまして都道府県が再編されますので、いわば当事者であります。知事会では、2005年の4月、3年前に道州制度特別委員会が知事会の中で設けられまして、38の都道府県知事が入っております。三重県も入っております。この中で道州制についてのいろんな議論がされておまして、去年の1月、19ページの真ん中にありますように、1月に基本的考え方を取りまとめています。

知事会の中でもかなり知事さん方は温度差がありまして、積極的な方とそれからやはり慎重な方と相



当分かれていると思います。全体の雰囲気としては、これは私の個人的な勘ですけども、慎重に議論をするという考え方のほうが多いように感じます。

昨年1月には19ページの下にありますように、基本原則というものを知事会として公にいたしておりまして、ここにありますように、当然でありますけども、分権の推進のための道州制であるとか国の行革の一環としてやるのは全くおかしいといったようなトーンで書かれています。

それが今の道州制の状況でありまして、三重県としてどういうふうに道州制について考えているかというのが、最後の21ページにまとめております。

三重県といたしましては、これもこのようにまとめて、既にいろんな場で公にいたしておりますが、道州制の議論にかかわらず、分権改革、先ほどの分権改革推進委員会ができて、いろんな仕事の見直しをやっているというか、ご紹介を申し上げましたが、まず、この分権改革が進められることが不可欠でありまして、道州制問題というのは、分権改革をしっかりとやったあとの、次の中長期的な課題として協議されるべきだというのが、私たちの、県としての考え方です。

ですから、道州制の議論と分権、今の仕組みを前提にした分権の理論というのは、ごっちゃにするのではなくて、まず今の仕組みの中で分権をきちんとやった上で道州制の議論ではないかということをお願いしています。

当然、道州制議論の中では、市町村の役割が大きなものになってまいりますので、市町村が今合併を終えたばかりで、そういう意味では、新しいスタートラインにやっと立ったばかりですので、今の時期にまた市町村にそういったことの議論を、次のステージの議論を急にすることについてどうだといった考え方もございます。

そこに3つの丸にありますように、分権改革を当面の課題として地方をあげて、全力で取り組むべきではないのかというのが1点目。それから、2点目は、道州制というのは市町村合併と基本的に、根本的に違うのは、私は、市町村合併はいわば生活圏域の中で自治体どうしが手を取り合って、垣根をなくしていくというようなことで、非常に個人の生活の圏域と行政区域をできるだけ合わせていったらどうかということで、非常にわかりやすい部分もあるんですけども、道州制の場合には、いわば都道府県の垣根をなくす話ですので、個人の生活の圏域とは、ちょっと離れてまいります。その分だけ、自治という視点ももちろんですけども、国のあり方ということが非常にクローズアップされてきますので、まず、県として思っておりますのは、2つめの丸の3行目にありますように、国と地方の役割を明確化することで国の形を国民に示して議論をするべきではないかなと、国の果たすべき役割を明確化することが重要というふうに整理をしております。

それから、3つ目の丸にありますように、地域の視点、住民からの視点からの検討が必要ということで、個人個人の生活にとって道州制になった場合にどういうふうな利点があるのか、ないのかということがきちりと議論をされなければいけないのだということを申し上げております。

経済界の議論の中では、どうしてもその視点が欠けているのではないかと指摘が昔からあると思うんですけど、個人の生活にとって道州制はどうかということについてしっかり議論をしないと、理念先行ではまずいのではないかと申し上げます。これが三重県の考え方でありまして、いろんな場で申し上げております。

以上、いろいろ申し上げましたけども、市町村をめぐる制度賛否については、今から2年後の3月を目途に、いろいろな制度の部分の節目にまいりますので、そういったことも頭に置きながら、県といたしましても対応していかなくてははいけないと、そんなふうに思っております。

今日は、特に交付税関係の20年度、こんなふうに変わるべきだろうこと、それから、道路特定財源の問題が特に大きな課題になっておりますので、そのことにつきまして制度問題とはちょっと離れますけれども、合わせまして申し上げました。いろんなご意見を賜りながら、県としても市町のご意向を踏

まえつつと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

### 3 意見交換

(司会)

どうもありがとうございました。

それでは、意見交換のほうに入っていきたいと思っています。先ほど交付税、あるいは道路特会、それから平成 22 年に向けた地方分権改革とかのお話でしたが、この意見交換は、今後の地方自治についての質問でも結構でございますし、先ほどの三重県の道州制についての考え方、そういう意見でもよろしいですし、さらに、これからの地域の問題についてでも、地域内分権も非常に進められておるといように聞いておりますので、幅広くどうぞ活発なご意見をいただきたいと思います。

どなたでも結構でございますが、質問がまずございましたらどうぞ。

この地域づくりを含めて意見交換をしていきたいというふうに思いますので、お願いします。

(大紀町長)

大変、副知事にはご苦勞様でございました。

まず副知事のお話しの中で最後に結ばれた道州制について、まだまだ分権改革が定着していないし、山ほどたくさん文句を言いたいことがあるんです。

今、道州制で新たにまた県庁の所在がどうか、あるいは我々の生活圏がどうなるのかとか、皆目見当がつかない時点で、このようなことについてまた国で議論をしていることに対し、全国町村会でも結構手厳しく批判しています。私も道州制に対してはむしろ現時点では反対だという立場に立っており、そのことはまず申しておかなければいけないと思っていますところでございます。県の示された 21 ページの三重県の考え方について私は大賛成ですので、このことはまず第一番に申し上げたいことと思っております。

それから、私は道路協会にも一応、5、6年関わっておりましたので、道路特定財源については特別な思いがございます。これについては、今度、県内全 29 市町で組織する協議会において決起大会を行い特定財源の必要性を訴えるということですので、なかなか意義があるのではないかと考えております。道路特定財源は直接地方交付税等にも反映されてくることなので、ぜひこれは維持していくことが地域の活性化につながるというような認識を持っております。平成 18 年 3 月に紀勢高速が大宮大台インターチェンジまで開通しましたが、紀勢高速の建設にあわせていろんな地域との関わりの中で大台町や南伊勢町なども含めて、サービスエリアの要望をいたしておりましたが、実現されるということですので、3町ないし4町でぜひサービスエリアに地域の物産店を設置し、よりよい活性化に結びつけようという動きがございます。これについても道路特定財源に関わってくることで、我々も県と同調して断じて反対であると思っております。

それから、地方財政対策の地方再生制度による特別枠については、ありがたいことだと思っておりますが、しかし、これはトータルで交付税をみたときに、私は実際にはそんなに伸びはないだろうと、むしろ地域社会の小さいところでは、減少していくのではないかというような認識を持っております。今の新しい地方交付税の算定方法は、人口割と面積割で大体交付税額の 60~70% くらいを占めるようになっており、人口割中心の算定方法を三重県に導入された場合、限定された地域だけが利することであって、農山村は少子化になってきているので、過疎のような町はたまったものではないと思っております。面積を 7 割ぐらいにして、人口を 3 割ぐらいにさせていただかないと。

大紀町は 16 年度に合併をしたのですが、交付税総額を合併前と合併後と比べると明らかに減っています。さらにまた 17 年、18 年度の交付税総額も減っているわけで、増やしたぞというのに、現実に減っているという姿はどうも間尺に合わないし、やり方そのものが本当にけしからんという思いがあり

ます。

地域づくりもそうですけれど、県が描いている地域づくりは、地域の活性化やいろんな手法で進められているようでありますのでそのことは別にしても、結局、地域格差が生じるようなことにならないように支援してもらいたいと思っています。しかし、どの辺まで県自体が支援をしていくのか。協働参画というような形で言われておりますし、我々もその手法を地方分権の中でしていかなければと思っています。平成 12 年に過疎法ができ、分権推進法が平成 18 年にできて、現在、第二次分権改革に入っておりますが、三位一体改革法案は全く受け入れられないものです。第二次分権改革で本当に地域おこしができるのかということ非常に懸念しております。

とにかく県が大きく支えて地域おこしをしていくという理念には大賛成であり、今後、具体的に進められると思いますので、見えるようにぜひお願いしたいと思っています。

(司会)

ありがとうございました。

道州制の部分については副知事が言われたように、地方分権を進めながら、現体制に基づいてということになるかと思えます。それについては先ほど賛成の意見をいただきました。それから地域づくりのテーマがございますが、これについては、サービスエリアが大台町のほうへできるようになったんですか。それを活用されるという感じだったと思えます。

それから、今、大きな財源の問題になってくるのが地域格差であり、このところが大きいかなと思えますが、そのほかにございませんでしょうか。

(鳥羽市長)

順番に。

(司会)

順番にという声がありましたので、度会町長さん、お願いします。

(度会町長)

このブロック会議は 2 回目だそうですけども、私は今回初めて参加させていただきまして、今日は会議に参加するというよりも何か勉強会に参加させていただくような考えで私自身はお聞きしたわけです。今一番関心を持っているのは、国会がこの 18 日から始まりますけれども、道路特定財源がやはり延長になるのか廃止かということです。この時期どこの市町でも当初予算の編成時期にあたっていると思うのですが、私たちの町もこれから査定に入っていくわけですが、小さな町の小さな財源で自分たち独自のまちづくりをしていきたいというのが、私どもの願いでございます。今後、県にお願いをしておきたいのは、特定財源がどうなるかわからない中、今言ったような予算の措置を先にした場合に、後で返還をしなければならないというような状況に陥らないように、国の動向を見極めていただいた上で、的確なご指導をいただきたいというのが、1 点でございます。

それから、もう 1 点は、先ほど大紀町長さんがおっしゃられましたが、地域格差という言葉は本当に最近では耳慣れしてきておりますけども、地域格差については国から県、県から市町村へとどんどんそういう状態が、財源だけではなく起きています。私たちの町でも人口の減少、過疎化が進んできており、そのこと自体が地域格差を生じる原因になっております。地域格差が少なくなるような政策を、ぜひ県として打ち出していきたいと思えます。具体的に申し上げますと、私どもの町は中山間地域でございます。その中で国の補助メニューは、頑張る応援プログラムや補助金などたくさんございますけども、いざ私どもで地域住民や産業団体、または任意団体の利用を考えると、どうしても要件の具備のところまで落とされてしまうといえますか、私どもと国との考え方のギャップがあるのかそれはわかりませんが、農業関係で例えますと、中山間地農業で非常にいい制度があり、これを利用

し地域へもおろしてやろうと思うと、その補助金の面積的な要件にぶつかってしまうといったことが多々あります。例えば、20ヘクタール以上でないと事業が実施できないというようなことです。20ヘクタール以上と言われますと、米の場合ですと地方や政府が管理をしているような場合ならできますが、私どもの地域特産物はお茶でございますので、20ヘクタール以上と言われましてもなかなか困難です。本当にできるのはやはり5ヘクタールぐらいの小さな単位であるとの思いもあり、できたらそういう小さな声を県や国のほうへ反映していきたいというのが、私の一つの自分の念願でございます。10ヘクタールとか5ヘクタールにさせていただきますと、もっと地域の活性化につながるのではないかと思います。ぜひ補助事業の改善策を県のほうでも検討していただきたいと思います。それがおそらく地域格差をどんどん縫っていくのではないかと考えております。

農業政策だけでなく、ほかのことにおいてもそうですが、例えば、活性化のプロジェクトですが、非常にいい制度だと思ひまして、我々としても手を挙げさせていただこうと思ってやりましたのですが、あの手この手といろいろ要望も県のほうへ出させてもらい、県の方にはかなりお骨折りをいただきましたが、残念ながら要件に当たらないということでだめですよという返事をいただきました。これから3カ年の中で変更計画もしながら頑張っていこうと思っています。結局はやはり農業集落郷とか側溝の整備とか、特にそういう生活の基盤の中での農業集落的なものの予算に落ちついていくような感じを非常に受けて否めないのが、私どもの印象でございますので、そういった点を一つ国のほうへ、県からも働きかけていただければと思います。これからは限られた財源の中で国、県、地方もやるわけでございますので、そういったことを一つ地域の活性化のためにお骨折りをいただきたいと、この2点だけ今まで日ごろ考えていたことでございますので、副知事さんにもお願いをしたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

(司会)

それでは、一通りずっと回していただきましょうか。玉城町長さん、お願いします。

(玉城町長)

格差はみなどこの首長さんもまた全国の各市町村でも大変厳しい認識をお持ちであると思ひます。都市と地方の格差、あるいはまた地方の中でも格差が広がっていくというふうに思っております。そんな中でも地方自治体は廃業をするわけにはいきませんので、セーフティネットいわゆる財源保障というか、きちんと地方の住民を守るために交付税制度をもっと充実してもらわなければと、これは当然のことだと思ひます。

さて、「美し国」の話についてですが、これは後から説明いただけるのですか。「美し国」については、昨年二見で知事たちから直接お話を聞かせていただきました。また、いろいろ新聞あたりで報道はされており様子は聞いております。「美し国」は直接地域に特に関係あることであり、まさに地域づくりとして、それぞれの地域の魅力をやはり今から磨くことが大事であると、私も思っております。もう少しこれをこれからどうしていくのか、そういう考え方を少し説明いただきたいなと思ひます。とりあえず以上です。

(司会)

「美し国」のほうは時間がありましたら、政策部長が来ておりますので。それから県としては県と市町の関係づくり協議会にもテーマにありますので、またそちらのほうで詳しく説明があろうかと思ひますが、また、部長さん、あとで説明をお願いできますか。

(政策部長)

後でよろしいですね、わかりました。

(司会)

志摩市長さんお願いできますか。

(志摩市長)

今日はどうもありがとうございます。

私のほうからは、2点ほど。1点は、ちょうどお話がございましたように、道路特定財源の心配をしておりまして、私どもとしては、今、伊勢志摩連絡道路、第2伊勢道路を知事さんのほうから、平成25年度ご遷宮までに鳥羽市白木までということでお話をいただいているわけでございますけれども、現行の伊勢道路については非常にカーブが多いというようなことがありまして、観光道路としてもあるいは今、県立志摩病院の医療体制の中で、1つは産婦人科医が不足をしているということ、もう一つは、脳神経外科のドクターが常駐ではないということがありまして、かなり伊勢方面への搬送も多いという現実があります。そういったことから、少しでも搬送時間を含めて、あるいは非常に道路が曲がりくねっているということで、搬送の途中でも、搬送の環境においてもあまりいいことはないというふうに思っております。加えて防災面ということも含めて、これは一日も早く伊勢志摩連絡道路については、整備をお願いしたいということでございまして、もちろん財源的な根本的な議論が必要だなということとはよくわかるわけですが、少なくとも混乱がないように、あるいは道路の重要性ということをしかりとした議論のもと、県にもお願いしたいというふうに思っておりますし、私どもも冷静な取組の議論というものが必要だろうと思っておりますので、しっかり混乱がないようお願いをしたいと思います。

もう一つは、伊勢志摩地域、特に集客交流、観光を今、一生懸命、伊勢志摩キャンペーンということで民間の方々を含めて取組をしているところです。現在は社団法人の伊勢志摩コンベンション機構という形で、さまざまな事業展開を行っているわけですが、さらに体制を強化するために県当局のほうにも人為的な配慮あるいは具体的な支援を、今、伊勢志摩の観光振興プランというものを策定している中で、お願いをしているということでございますので、その辺のご配慮をぜひお願いをしたいと思います。

東紀州に対しては東紀州対策室を県の組織としてつくられたということでありまして、我々伊勢志摩においては観光というのは特に基幹的な産業でもあるということですので、そういったものをつくられるというときに、ぜひまたよろしくお願ひしたいなと思っております。

また、もう一つ、その中で、この7月に洞爺湖サミットが行われるわけですが、この日本でのサミットを開催するに当たって、当初の段階では、伊勢志摩もその候補地の1つであったというようなこと、それを絞り込まれたということがあろうかと思っております。そういったお話も外務省の方から聞いているところです。

そういった大規模な国際会議だけではなく、今名古屋市ですかね、愛知県ではA P E Cの開催等に手を挙げていますけれども、やはり外務省の方に聞くと、伊勢志摩というのは以前4ヶ国通商会議が賢島で開催されたことがあるわけですが、国際会議にはアフターコンベンションを含めて、例えばお伊勢さんであるとか、ミキモト真珠島であるとか水族館であるとか、あるいは英虞湾を含めてリアス式の海岸であるとか、いろんな自然景観も含めた優位性がある、あるいは警備上もすぐれた部分があるというようなことを伺っております。

国際会議等については、特に県が窓口になるということですので、積極的な誘致の体制ということも、あるいは情報の提供ということも含めて、私たちの伊勢志摩地域とともに、よろしくお願ひ申し上げたいなと思っておりますので、私からは以上の3点ということでよろしくお願ひします。

(司会)

どうもありがとうございました。じゃ、鳥羽市長さん。

(鳥羽市長)

まず初めに副知事のお話に対し、ちょっと意見を言わせていただきたいのですが、まず道路特定財源の件について。不足する部分を県がほかの財源で補正するのは非常に難しいというお話だったかと思いますが、それについては当然のことだと思います。国の議論の中で、これがなくなったら別の財源が

あるというようなそういう議論もある中で、この上乘せ分がなくなるのであれば別の財源を国のほうで世話をしていただくということで、県としては主張していただきたいと、こういうふうに1点思います。

国民は、世論調査を見てもわかるように、当然、ガソリン代の値下げのほうに賛成なんです。いくら私たちが道路特定財源が大事だ、大事だと言っても、ガソリン代が安くなるのなら暫定税率が廃止でも構わないと思うのは、これは生活者としては当然のことです。やはりそれならそれで国で別な財源を用意してくれと主張するのが筋じゃないのかなというように私自身は感じております。

それから、地方再生対策費の話ですが、合併市町村については旧市町村の規模によって算定した額を合算して交付するというお話でしたが、市町村の中には、合併したところと合併しなかったところ、あるいは合併できなかったところと、いろいろあるわけで、合併については合併をすればよくなりますよと、楽になりますよということで国は指導をしたわけですよ。その結果、合併をしたところに、ここでより多くの地方再生対策費が交付されるという理屈自体、私はおかしいんじゃないかなと思うんです。合併できなかったところは、よくならなかったわけであり、楽にならなかったわけなんですから、その点はやはり合併をしたところもしないところも、それはあまり差をつけるべきではないかなという感じを私はしております。

これは、次の道州制の面でも言えるわけですが、副知事さんは、今の改革がされてから道州制という議論があるべきだと、こう言われていました。当然のことなんです、市町村合併のときはそうだったのかというと、そうではなかったですよ。市町村合併をすれば改革ができるんだという理屈だったというように思います。それによってコストの削減とかそういうことができるというような話であったというように思っていますので、先ほどの話と絡めて、合併をしたところにはアメで、合併のできなかったところにはムチだという考え方が、いつまでも続くということは、ちょっと矛盾を感じるように思います。

それから、先ほど志摩市長さんが言われたことは、鳥羽市も同意見で、本当にそのとおりでお願いしたいというふうに思います。それからその他のことで2つ意見を言わせていただきたいんですが、1点は県の施設です。以前から言っているのですけれども、地方も格差が大きくなる、大きくなると言いながら、県の施設はほとんど中央にできるわけですよ。各地方にはほとんどできない。当然人口が少ないからつくりにくいというのはわかるのですけれども、やはりその地域にあった規模の県の施設というのは、中央だけではなくて、各地方にもそれぞれ考えてつくっていただくというのは必要なことじゃないかなというふうに思います。

それともう1点は、これからどんどん人口が減っていく中で、医療についての施策を真剣に考えていただきたいと思います。これは、本当に市民、住民の命にかかわることですので、先ほど産婦人科の安心というのを志摩市さんが言われましたが、その他の件についても本当に厳しい状況が出てきておりますので、医療について三重県全体の過疎地を含めて病院についてよく考えていただきたいと要望しておきます。以上です。

(司会)

最後に伊勢市長さんお願いします。

(伊勢市)

最初にまず道路特定財源の問題なんです、これは鳥羽市長さんからもお話しいただきましたが、私も説明を聞きながら感じたことは、今回の説明は道路特定財源の暫定税率があるかないかの10・0の話で、基本的な資料ならこれで私はいいいんだと思いますが、行政はやっぱりこの姿ではいかんのだと思います。先ほど話がありましたように、188億円がないときにどうするか。この10・0の判断、我々は特定財源を何とか維持したい、道路特定財源を守ってもらわないといけないという思いには違いないの

ですが、国のほうでも道路特定財源が得られなかったときにどうするかというその辺のことをしっかりと述べていただかないと、示される資料とすれば、これはちょっとという気がしています。これは政府の考えることだと思うのですが、やはり代替を含めて考えてもらわなければ困るという話です。それがまず1点ですね。

それから、地方再生対策費を含めて交付税関係の話ですが、またこれもよくわからないところがあって、今の段階ではまだこの試算とかが難しいということだと思うのですが、他方では先ほどのお話にもありましたように、我々はこれから予算をつくっていかなければならない状況にあります。計算式等も含めていろいろ示されるタイミングが、果たして予算編成に間に合うのだろうかということが、今一番心配していることでして、もしかしたら、全部暫定予算になるのではないかと心配しております。ぜひ、早く、そういった財源情報をいただいて、あるいは試算等も含めて、大枠でもいいですから、私たちがつかめるような形の何か整理がないと、その辺につきまして、ぜひご指導をいただけたらと思っています。

それから、3つ目になりますが、先ほど県民センター所長さんの説明の中でも各課題の現状ということの中で、いろいろと検討をいただいている内容の中に、住民自治基本条例・地域内分権というのが2ページの下の方に示されていますが、ここでやっていただいていることは、先進事例の調査研究のことも含めて情報共有ということで書いていただいています。私は、もう少し踏み込んでいただきたいという気持ちを持っています。もちろん各地域によって状況は違うわけですが、基礎自治体の自治の姿をどうするかということは大変大きな問題でして、国の姿を示すから道州制だといわれるのと同じように、反対の立場になりますが、地域の自治の姿を示して、だから我々基礎自治体はこういう形で成りうるのだというのと同じじゃないかと思っています。だから、もう少し積極的に応援をいただくような体制というのですか、情報共有するだけでなく、一緒になってやろうと、この地域内分権の姿、自治の姿というか、そういうものをつくり上げていくところを、ぜひお力添えをいただきたいなと感じておりますので、指摘をさせていただきました。

そして、先ほど志摩市長さんのお話の中にもありましたように、この地域は観光でいこうということで、観光で生きようという決意をしているところでありまして、ぜひそんなことで今後動いていきますので、志摩市長がおっしゃっていただいたような支援体制をより一層取り組んでいただきたいなと、そう思っております。これしかないんです、それで何とか頑張ろうということで向きはじめておりますので、ぜひそんな理解をお願いします。一緒になっていると臨んでいただければ、大変ありがたいと思います。以上です。

(司会)

どうもありがとうございました。一通りずっとお聞きしましたが、まず、5、6点ほどにまとめられることができると思います。まず道路のことから順番にと思うのですが、特に道路の財源がなくなった場合にどうするのかということが緊急の課題としてあるということでございますが、まず、道路のほうから副知事お願いできますか。

(副知事)

今現在のところ、まだ情報をあまり言っていないものがたくさんありまして、私のというか、まだ県としてこういう情報とお示しすることができないから、ちょっと残念ですけども、おそらく3月末までに法案が通らなかった場合の対応策、これは県としてもいろいろと考えています。

考えていますというのは、財源をどこから持ってこようというふうなことではなくて、当面、いつごろ、仮に3月末に法律が伴って、4月の中ほどに衆議院がもう一回可決をすることがあるのか、ないのかとかですね、それもなくてずっと1年度間、ない場合もあるのかといったことがあります。ですから、当面の対応の問題と、基本的に制度改正まで考えなきゃいけないような、これは国の話になりますけれ

ども、両方、2ケースあると思うんですね。

2ケースあるほうの、前者についてはつなぎをどうするかといったことの議論は、これは県の中として考えなければだめなことです。根本的にここにありますような188億円が1年度間を通してなくなってしまった場合の対応、これを県で考えてくれというようなことになったときに、県としては188億円をよそからもってくるということはまず不可能ですので、基本的には国としてどういうふうに制度を、そもそも188億円を何らかの形で措置しないのか、するのかといった基本的な大政治問題になると思います。ですから、ちょっとここは私どもの今の段階では、ここに新たに資料を付加して説明をする状況ではありません。

私としてもこれから情報収集を努めなければいけないとは思いますが、ちょっと今日辺りの新聞からは、ちょうど今のその状態の話も出ていますけども、ここから先は私の個人的な意見として感想ですから、これは県の考え方ではないのですが、あの新聞記事の内容も、1年間の問題ではなく当面のつなぎの問題ではないかなと思います。

そもそもの問題として道路特定財源の今、県も市町村も問題ですけども、こういう仕組みに、好むと好まざるとにかかわらず、そういう仕組みになっていますので、三重県で言うならば、180億円のお金がもしなくなってしまうたら、今道路の維持管理すら十分にできない、維持管理すらできないのが現状です。その場合には188億円をだれが負担するのかということになるわけですね。起債を起こしてやったとして、仮にしても、借金の償還を一般財源に持つてこようとすると、結局皆さん、私も含めて全員の税金で払うことになりますので、そういう選択がいいのか、あるいはやっぱり道路を使っている人のガソリンに上乘せするのがいいのかという、この2つの選択がある。いずれにしてもあると思います。これは、もう、法律の問題だとは思うのですけれども、そこらの話も含めて2月、3月の日が迫ってきますと、きっと議論が見えていると思います。

ですから、今の段階では現状はどうなっているかと問いまして、国の仕組みと地方の仕組みは道路の歳入歳出の様子は全く違うとして、とにかく十分ご理解をいただいた上で議論をしてほしいというのが私たちの考え方です。そういう意味で、今日、この資料をご提示申し上げました。

この部分の188億円をどうするかと言う問題については、当面の1週間か2週間か、1カ月かはわかりませんが、そのつなぎをどうしようかといった問題と、もう全然違ってそもそもなくなってしまうということを前提とする問題と、大分様子が違って来る。これは、政府のほうで関係省庁が集まってきつといういろいろ考えていく問題にこれからなっていく可能性は十分高いと思います。

いずれにしても現状を考えますと、先ほど第2伊勢道路もありましたが、これは補助事業の一番大きな県の事業であると思いますが、こういったことも含めて今進んでおります道路について、今の仕組みがなくなってしまうと、非常に大きな課題になりますということについて、それをご説明したかったわけです。

次に、じゃ、なくなったときにはどうするかという、代替措置の問題については、課題の情報収集にこれから努めていきますが、かなり抜本的な議論がきっと必要ではないかなというふうに思います。結局、だれが負担するのが適当だというふうな問題に尽きると思いますが、そこは大きな政治問題ではないかなと思います。

それから、もう一つ、交付税の話で、情報提供という話もございました。来週の週明けに会議がございまして、そこでかなり細かな情報提供があるというふうに聞いています。ですから、私どものほうで東京へまいりまして、情報収集したあと速やかに市町のほうにもご提供を申し上げまして、予算編成に支障がないようにしたいなと思います。これは、県も同じ立場ですので、同じように関心を持っております。政治的要件の違います交付税の関連の法案も例年ですと、3月末までに法案が通って4月1日からスタートになるんですが、この法案についてもどのようにするのか、まだまだ先が見えないようです。



ので、そちらのほうの実は不安要因も一方ではございます。

いずれにしても速やかな情報提供をするようにいたしますので、よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。よろしいですか。

あと、交付税のことについては、合併のこととか、あるいは交付税の算定のことについては、ご意見ということで承ったということでもよろしゅうございますか。

(副知事)

今、鳥羽の市長さんから合併の今の交付税の扱いの話がありました。いろんなご意見があろうかと思えます。今回、総務省は、こういう方向でちょうど1月前に公布を出して、この具体的な算定の方法とか、どのぐらいの評価かというような細かいところが来週の頭に出てくるかと思えますが、恐らく全国でもかなりの方が鳥羽市長と同じような意見をお持ちではないかと思えます。そういったご意見があったということは、私もいろんな場でまた伝えようと思えます。とりあえずそういうことでよろしく願いいたします。

(司会)

それから、地域の区分といたしまして、地域格差の補助金の使い方とか、集落営農的なこととか、そういうところの基準については、今回の予算でもやはり国のほうで地域格差ということが大きなキーワードになって進められると思っております。まさにこれが地方分権が今後の課題ではないかなというふうに思うんですが、これは、そういうことでございますか。

(副知事)

今、大変細かくお話を賜りましたけども、よくお聞きします。こういった場合は正にそういったお話を伺う場だというふうに思いますので、また、持ち帰って担当部局のほうにはきちっと伝えて、どういった改善策ができるか、できないか。かなりそこは農水省がぎゅっと決めて、絞っているところがあるかどうかわかりませんが、きちんと伝えまして、今後の対応の参考にさせていただこうと思えます。ありがとうございました。

(司会)

地方分権に関しましてというか、地方自治の地域内分権に関してですが、伊勢市長さんがおっしゃったとおり、当初から私どもは推進会議の中で情報共有をということでしております。

やはり部課長さんの意見を伺いますと、私のところの町はこのように考えているんだというようなことがございまして、県が押し付けがましいことになってはいけないということで、情報の共有化に今のところは取り組んでおります。今後情報共有化が進み議論が深まりましたら、県のほうでも地方分権を担当しておるところが、身近な自治の推進というような格好でいろいろ考えておりますので、支援を進めていきたいと思っております。

それから、あと、地域の課題ということになるかと思えますが、国際会議の誘致であるとか、観光コンベンションなどいろんな会議の県の支援等のことも言われておりますが、これにつきましては。

(政策部長) 観光振興という観点での国際会議の誘致は、確かに重要な課題というふうに認識しております。具体的な話はまだできていないのですが、東京事務所が我々の最先端の仕事しておりますので、そこを中心にして情報収集などを図りまして、規模によってノミネートするかどうかとか、そういったことを三役の場で協議しながら、動きはしております。ただ、なかなか実現できるかどうかの見通し、キャパシティの問題もあり、積極的にいきながら、慎重に判断していくというような状況であると考えております。

(司会)

それから、玉城町長さんから「美し国」の話をということがございました。それについては部長のほ

うから説明をお願いします。

(政策部長)

ちょうど、ご参考にということでこういう資料をお配りしてございます。この資料につきましては、既に基本構想をご説明申し上げておりますので、それをホームページ用にアレンジしまして、若干のイベントのイメージなどをお示したものでございます。基本構想をご理解していただく1つの参考資料ということで、また後ほどご覧いただきたいと存じます。

私は、今回は、今後の進め方を中心にお話をさせていただきます。

まず、地域づくりということにつきましては、第2次戦略計画でも基本的には市町のほうでやってもらうことになっておりますが、今回の「美し国おこし・三重」、地域づくりということが観点になっております。これにつきましてはいわゆる地域づくりで培われました地域資源、その大切な地域資源をうまく結びつけたり、あるいは価値を高めたりすることによって、そういったことが圏域全体の効果や成果をあげる、そういったことができるという観点から、県土づくりという視点で捉えて県で取り組んでいこうという考え方のもとになったわけでございます。

この基本構想につきましては、基本構想策定委員会で諮問をしまして答申をいただきました。その委員さんは23名からなっており、伊勢市及び大紀町の職員の方にも1名ずつ参加してもらいまして、本当に真剣な議論をしていただきました。

それで、11月にその策定委員会から知事に答申をちょうだいしたところでございます。

そして、県としての基本構想とするというふうに位置づけまして、今後進めていきたいと考えております。

今後でございますけども、まずは行政ですとか経済界、あるいは地域づくりの関係の方、NPOの方、そういった団体、関係の方々の代表者で構成します実行委員会を設立いたしまして、まずはこの実行委員会で基本構想をオーソライズしていただきまして、その上で今後の基本計画の策定に取りかかるということが、これからのまずは進め方になってまいります。

そして、その基本計画の策定段階では、各市町の方々の意見も十分伺いながら、進めていきたいと思っています。もう一つは、アドバイザーを今、お願いしてございます宮本倫明さんという方がいらっしゃいます。宮本倫明は倫理の「倫」に「明るい」と書きますが、宮本倫明さん、いろんなところでイベントのプロデューサーをなさっていらして、最近では「うつくしま未来博」の総合プロデューサー、あるいは「えひめ町並博」の総合プロデューサーなどを務め、従前の囲い込み型のイベントではなく、町全体をイベントとしてとらえるような地域おこしをやりながらやっていくような手法を身につけた方でございます。その方にアドバイザーということでお願いをしてございます。

こういった宮本さんに、このような支援会議の場で話をさせていただいたり、もう少しきめ細かく地域に入っていて、まちづくりおこしの機運を醸成していくような動きをしていただくと考えておりますので、また、お目にかかっている機会があるかと思えます。そういったことで、いろんな意見を伺いながら進めてまいりますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ですが、以上でございます。

(司会)

「美し国おこし・三重」の関係で、今、宮本倫明さんの話がございましたが、実は、この地域の部課長さんに出させていただく会議である推進会議のほうで、年度内にあと1回ぐらい開催できるかなというふうに思っているんですが、次回には宮本倫明さんに来ていただいて、具体的なお話、意見交換をさせていただく予定をしております、もう少し推進会議のほうでも勉強をしたいと思ひます。

一通り意見なり、質問をいただいたことに関しまして。

(大紀町長)

ちょっと質問をしたいのですが。あえて申し上げるのですが、今日のこの場は地域のことだけでなく改めて県と市町との関係を前提にたつての議論だと思っていたのですが、この新しい関係づくり協議会の協議テーマを読ませていただいたんですが、なかなか結構だと思いますね。今後、こういう協議を進めていって、そして町村行政に反映することは大事なことだと思っております。

しかし、そこで、役割分担が問題なんです、協議テーマの中で公共土木の県と市町の役割なんかを検討部会に書いてあるんですね。公共土木等々については、これはむしろ県サイドにイニシアティブを取ってもらってやっていくことだと思います。廃棄物の防止だとか。地球環境の問題等についても議論されておるようでありますが、これについても国や県のレベルでのことだと思いますし、また民生委員さんの推薦の方法等についても書いてありますが、私らの考えでは、市や町でやるべきことではないと思っています。むしろ民生委員さんの推薦等については、県や国がやるべきことではないかと。そのような議論を今日は、自分はあるのかなと思っていました。

(司会)

今、大紀町長さんがおっしゃった部分は、県下全体で県と市町の新しい関係づくり協議会に触れられておまして、その中で県と市町の役割についての部会というのがありまして、これは県内全域でやっておるところのテーマだというふうに思います。先ほどの公共土木なんかの役割分担であるとか、市町の合併となって市町の強化をされた中でこれからどうしていくかというテーマの中で、部会の中で議論をしているということなんです。今日は、この伊勢管内の地域づくりはどうかということでございまして、ちょっと役割分担はそちらのほうでやられておりますので、うちのほうでは取り扱っていないということなんです。

(大紀町長)

論点が違ってくるので、周知をもっとしてもらわないと困る。

(司会)

はい、わかりました。

(大紀町長)

県は、この今の新しい地域づくりは分権改革によって、県独特の取組なんかどうかも私はお伺いしたかった。いわゆる野呂知事さんが新しい時代の公とか、あるいは文化力向上の一環の中で県独特の今の、県と市町の役割分担、新しいまちづくりということを前提とした議論をやってもらっているから、その中でこういうことが検討されているので、それはこのことのほうが大事じゃないかという気がする。時間をかけてきちっとやっていったらどうか。

(司会)

次回の今度の開会は、近々通知があると思うのですが、その関係づくり協議会の中で、部会の報告があるというふうに私どもは聞いております。そこでまた議論を深めていただければと思いますが。

(理事)

今、いろんな組織があって、わかりにくい点がございます。といいますのは、今、話が出ました県と市町との新しい関係づくり協議会というのが、これ、1つございます。そのほかに、県と市町の地域づくり支援会議というものもございます。こういう組織が並立して動いている状況の中で、誤解がちょっと生まれてきておまして、私どもとしてはこの会議を整理してみたいと思っております。

その整理の方向は、県と市町の新しい関係づくり協議会のこの組織は、今さら新しい関係づくりではないんです。したがって、これからの地域づくりをどうしていくのか、県としては、地域主権社会の確立を目指した取組を進めるということでございますので、県と市町で一緒になって地域づくり、地域主権の社会をどのようにつくっていくかという会議、議題、名称変更をしていく中で、オール県庁で考えなければならぬ問題については、この場で部会を立てて検討してもらおう。

その部会としてありますのが、県と市町の事務分担、あり方の見直しをどうしていくのか、市町村合併が進む中で、例えば津市であれば、10市町村が合併したことによって大きな面積を有する地域になります。そうなりますと、従来、市町をまたぐ道路は県道ということで整備をしてきたわけですけども、もう今は新しく津市となったわけですので、市道にしてもいいではないかという議論もございませう。そしたら、市道にするのであれば、県は金はどうするんだとか、いろいろ問題がございませう。そういう県全体に、市町村合併に伴う圏域全般にまたがる問題については、新しく組織ができる本会の中で議論をしていくと。そこが、例えば、これから情報化についてのプロジェクトとか、そういうものも含んでいませう。

一方、地域ごとの課題については、このような地域づくり支援会議というものを開会することによって、この地域に共通する課題については、推進会議の場で企画担当課長たちが入っていただいた伊勢志摩地域に共通する地域課題についてはその中で考えていただく。また、個別の市町の単独課題というのもございませう。そういう単独課題については、個別会議という形で従来からやらせていただいています。そういう形で個別課題解決のために取り組んでまいりたいと、このような思いで、今庁内でそのような方向で会議を改組していくべき議論をしまして、間もなくまた市町の皆様にも改組の方向性についてまたご相談を申し上げたいと思っております。今、そのような流れであるということで、今日は、大紀町長がおっしゃった公共土木の役割分担、これは県全体の問題ということでちょっと枠から外しておきまして、そこで、今日は、この地域の中での課題解決、共通の課題について何かご意見があれば伺わせてもらう、県としてもともに考える、というような思いであります。

(大紀町長)

それは、知事が出てきて膝づめミーティングでやるのではないかと。

(理事)

そこで、申しわけない。ちょっと膝づめミーティングの話、それもやっておる1つでございませうので、この3つの、膝づめミーティング、県と市町の地域づくり支援会議、それと県と市町の新しい関係づくり協議会、この3つを整理して、1本として今後やっていく仕組みをまたご提案申し上げていこうと思っております。知事は知事として皆さん方と生の意見交換をする場所というのがあったほうがいいだろうということで、知事は、この地域へ出向いてまたいろんなお話をお伺いすると、このようなことで整理をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(司会)

どうもよく似た制度なので。ただ、連携というのは、よく連絡し合って仲良く話し合って、していくということが大事なことでないかなということで、ご容赦願ひしたいと思います。

よろしいですか。ほかにございませうでしょうか。今まで一通りご発言いただいた話題について、見解等を申し上げさせていただきましたが、観光の話が今日、出ておりました。実は、推進会議のほうでも各市から観光についての話が出ておりましたが、今、志摩市長がおっしゃったように、コンベンションのほうで、広域的な観光戦略について策定中ということを知りまして、観光戦略の方向ができましたら、観光に関しましては、直接的な観光以外に、周辺の施策の検討をこの推進会議でやることがあればと思っておりますので、ちょっと補足させていただきます。

(大紀町長)

さっき志摩市長さんがちょっと言われたけど、知事の新しい戦略の中には、主たる施策が観光やと言われたが、知事は観光施策で、とにかく知事は観光が目玉だというふうに言われた。そういう面での具体的なものは持っておられるのかな。そういうことを、どういうことをイメージしておられるのか、ちょっと聞きたいのだが。

(副知事)

観光局をつくりまして、もうすぐ2年になります。おかげさまで国の観光部局は徐々に評価するよう  
に思います。その一方、県としましては、組織の整備だけでなく、先ほどの道路の話もやはり観光には  
大きなポイントだと思いますので、土着をひとつの大きな目標にしまして、第2伊勢道路でありますと  
か、それから、紀南の整備を進めたいということもございます。

それに伴いまして、先ほど政策部長が申しあげました「美し国おこし・三重」をイベントといいま  
すか、運動をこれから展開していくわけですが、これも地域おこしという点と加えまして、観光とい  
う面も非常に側面は強いと思うものがあると思うんです。どちらから見ても意味があると思いま  
して、こういった、例えば、愛媛県で宮本さんが現場に入って、いろんな地域の資源を発掘して、皆  
さんの知恵をいただきながらイベント事を始めたのですけれども、それは継続的に行われており観  
光資源になっているものが幾つか出てきているというふうに聞いております。そういったものに  
地道な努力を加えていって、県もやはりいろんな宣伝でありますとか、観光に組み入れていっ  
て、その地域の方と連携をしながら、地域おこしとともに観光資源として発掘するよ  
うな心積もりをしていきたいというふうに思います。「美し国おこし・三重」の  
いろんな一過性のイベントに終わらずに、継続してその地域の資源を発掘して、それが  
観光の資源ともなっていくような展開をしていきたいというようなそういうねらいも  
ございます。

ぜひ、ここは基本構想ができたばかりで、これからもう少し先になりますけれども、基本計画をこれ  
からつくっていく段階に入っていきますので、当然市町にもよくご相談を申し上げながら  
そういう視点を盛り込んでいかなければというふうに思っています。これは、観光ということに  
ちょうどスポットを当てながら、全県的にそれだけをバックアップしながら、いろ  
んな動きを整理していくことであり、新しい切り口であるかなと思います。ぜひ  
そういう点でもこの「美し国おこし・三重」をさらに盛り上げていこうかなと思  
っています。

(司会)

ありがとうございました。ほかにございませんか。

今年度から始まりましたこの地域づくり支援会議でございますが、まだ私どもも初めての  
ことございまして、手探りと申しますか、相談をしながら進めているような状況でござ  
います。県下でもそれぞれセンターによりましてやり方がいろいろ異なっておるわけ  
でございますが、今後とも推進会議のほうで引き継ぎ、事務的なものを進めなが  
ら、地域づくりからいろいろ推進されるように進めていきたいというふう  
に考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

時間も大体昼間でということでございますので、予定の時間になりましたので。

それでは、ここで本日は閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

(終)